

京都市右京区役所ひきこもり支援調整会議設置要綱

(設置)

- 第1条 右京区役所において、ひきこもり支援を組織的に実施するため、京都市右京区役所ひきこもり支援調整会議（以下「右京区役所支援調整会議」という。）を設置する。
- 2 右京区役所支援調整会議は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づく支援会議に位置付ける。

(定義)

- 第2条 この要綱において「ひきこもり」とは、次の各号のいずれかに該当する状態をいう。
- (1) 様々な要因の結果として社会参加を回避し、原則として6箇月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態
 - (2) その他前号に準じる状態

(所掌事務)

- 第3条 右京区役所支援調整会議は、次に掲げる事項を所掌する。
- (1) 右京区役所管内でひきこもり状態にある者又はひきこもり状態の前段階にある者やその家族等（以下「ひきこもり者等」という。）に対する支援を図るために必要な情報の交換
 - (2) ひきこもり状態にある者又はひきこもり状態の前段階にある者が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討
 - (3) その他右京区役所支援調整会議の設置目的を達成するために必要と認められる事項

(構成)

- 第4条 右京区役所支援調整会議は、別表に掲げる行政機関及び関係機関並びに団体等（以下「関係機関等」という。）に属する者をもって構成する。

(会長)

- 第5条 支援調整会議に会長を置き、会長は、右京区役所保健福祉センター長とする。
- 2 会長は、支援調整会議を代表し、会務を総理する。
 - 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

- 第6条 右京区役所支援調整会議は、全体会議と個別ケース検討会議により構成する。
- 2 右京区役所支援調整会議の開催及び会議資料は非公開とする。

(全体会議)

第7条 全体会議は、第4条に掲げる関係機関等から選任された者のうち、会長が選定する者をもって構成する。

2 全体会議は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) ひきこもり者等に対する支援の経過報告及びその評価、新たな情報の共有
- (2) ひきこもり者等に対する支援方針と役割分担の決定及びその認識の共有

3 全体会議は、原則として1箇月に1回以上開催する。

(個別ケース検討会議)

第8条 個別ケース検討会議は、第4条に掲げる関係機関等のうち、個別ケースに直接関わりを有している担当者や今後関わりを有する可能性がある担当者により構成する。

2 個別ケース検討会議は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) ひきこもり者等に係る京都市ひきこもり相談窓口からの引継ぎ事項、情報の共有
- (2) ひきこもり者等に対する支援の経過報告及びその評価、新たな情報の共有
- (3) ひきこもり者等に対する具体的な支援内容の検討

3 個別ケース検討会議は、必要に応じて随時開催する。

(意見の聴取等)

第9条 会長は、第3条に掲げる事項を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対し、会議への出席、ひきこもり者等に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第10条 第4条及び第9条の規定により会議に出席した者は、正当な理由がなく、右京区役所支援調整会議に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 前項に違反して秘密を漏らした者は、法第28条の規定により、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(庶務)

第11条 右京区役所支援調整会議に関する庶務は、右京区役所保健福祉センター健康福祉部健康長寿推進課において行う。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、右京区役所支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和２年９月１日から施行する。

別表（第４条関係）（順不同）

京都市右京区役所保健福祉センター健康福祉部健康長寿推進課
京都市右京区役所保健福祉センター健康福祉部障害保健福祉課
京都市右京区役所保健福祉センター健康福祉部生活福祉課
京都市右京区役所保健福祉センター子どもはぐくみ室
右京区民生児童委員会
社会福祉法人京都市右京区社会福祉協議会
京都市西部障害者地域生活支援センター
京都市地域包括支援センター（右京区管内）
京都市小学校長会右京北支部及びその構成する小学校
京都市小学校長会右京南支部及びその構成する小学校
京都市中学校長会右京支部及びその構成する中学校